平成２２年（フ）第３号
兵庫県姫路市西今宿２丁目１番21―701号
高岡中村コーポパートⅠ、従前の住所兵庫県姫路市龍野町１丁目16番地
債務者　桝田　博司
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田714番地６、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目19番地パークアベニューＡ棟101号室
債務者　石井　聖子（旧姓中出）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０号
兵庫県朝来市生野町丸山979番地18、従前の住所兵庫県加西市北条町横尾590番地
債務者　遠藤　雅人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県姫路市飾磨区鎌倉町８番地、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿200番地
債務者　宮本やよい
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県姫路市御立東３丁目22番９号、住民票上の住所兵庫県姫路市御立中８丁目３番２号
債務者　廣野ちか子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７５号
広島市中区平野町９番17号
債務者　伊藤ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
香川県丸亀市三条町569番地
債務者　横井　正和
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２０号
香川県丸亀市三条町569番地
債務者　横井惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４７０号
愛媛県松山市生石町610番地８
債務者　石田　香月
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
福岡県久留米市高良内町3806番地24
債務者　近藤　洋一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０号
宮崎市大字小松1059番地１
債務者　稲倉　一郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１号
宮崎市月見ケ丘３丁目４番14号
債務者　日高　文子（旧姓花元）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３号
宮崎県宮崎郡清武町大字加納乙41番地１　サンライズ清武307号
債務者　松下　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０号
鹿児島県いちき串木野市羽島7800番地
債務者　萬福　晶人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目26番15―51号
債務者　平　　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目18番５号
債務者　井田　愛子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
鹿児島県いちき串木野市下名12287番地20
債務者　岐部　重幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市笠利町大字外金久137番地
２号棟131号室
債務者　畠　　義廣
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部